

## 令和3年度第2回原村有線放送運営審議会

日時 令和3年12月7日(火) 午後3時～4時25分  
場所 原村役場2階201会議室

<出席者>

審議委員 中村浩平・佐宗利江・宮坂紀博・小島幸夫・篠原ゆかり・永田せつ子

<協議事項>

(1) 広告放送等の廃止について(諮問)に係る協議

1. 開会	
事務局	令和3年度第2回原村有線放送運営審議会にお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。前回は引き続き、広告放送に関する諮問について慎重審議のほどよろしく申し上げます。それでは、佐宗会長ご挨拶をお願いします。
2. 会長あいさつ	
佐宗会長	皆さんこんにちは。難しい議題ではありますが、慎重なご意見を申し上げます。
事務局	それでは、以降の進行については会長をお願いします。
3. 協議事項	
(1) 広告放送等の廃止について(諮問)に係る協議	
佐宗会長	それでは、協議事項に入ります。事務局から、諮問内容について補足等あればお願いします。
事務局	諮問内容を説明(資料1、2)
事務局	条例改正について説明
佐宗会長	説明について質疑等ある方はいますか。
宮坂紀博	条例第9条を削るということだが、現状とどのように変わってくるのか。
事務局	利用料及び手数料を徴収して放送しているものは放送できなくなると考えていただきたい。
小島幸夫	前回の資料では、樅の木荘とAコープ原村店の放送はやらないということだったが、今回の資料では樅の木荘やるということか。
事務局	信州農業協同組合の子会社に対する解釈に誤りがあり、子会社を含める中で村が設置条例で管理を委託しているものについては放送していかねばならない内容ではないかと再度検討した。
小島幸夫	Aコープ原村店は、子会社の中であぐりライフ信州諏訪が委託しているが。
事務局	昨年、八ヶ岳自然文化園内にあるデリ&カフェKから、求人放送を流したいとの依頼があったが村が管理を委託している施設がさらに委託している施設のため有料とお伝えした経過がある。
事務局	今回資料を作成した段階では、あぐりライフ信州諏訪については機構図に含まれ

	るため放送が可能と判断したが、A コープ原村店は別会社という解釈をしている。
宮坂紀博	広告放送が長いため、利用者がボリュームを下げているという説明があったが文字数や時間を制限することについては検討したか。
事務局	様々な広告媒体がある中で、行政からお知らせする放送というものは役場や委託している施設、信州農業協同組合の放送としたい。文字数を制限することではなく、放送する内容を見直したい。 広告放送に代わる内容として、地域に根差した内容の放送することで「原村らしい放送」を検討している。
佐宗会長	樫の木荘が含まれるということだが、ランチのお知らせの放送も流れるのか
事務局	本来は村で直営となる内容なので、放送が流れることもあり得る
佐宗会長	「どこが」という決め方をしているが「何が」としたらどうか。
事務局	当初、内容的に広告と判断できるものをなくそうと検討をした。信州農業協同組合から依頼がある内容について広告と考えられる内容もある。内容で決めてしまうと、信州農業協同組合として放送できる内容が減ってしまう。
佐宗会長	先ほど、宮坂委員からもあったが文字数に制限をかけるなどしたらいいのではないか。
事務局	広告放送については、公共放送という意味合いとしては本来放送するものではないと考えている。長さだけでなく、公共放送として流すべきものは何なのかという趣旨を考えると残すべきではないと考える。
小島幸夫	1年に数回、告知する程度ならいいのではないか。
事務局	過去の広告放送を見る中で、本当に流す必要があるのかというところを含めてやめていった方がいいのではないということでご審議いただきたいと思っている。
事務局	ルールをしっかり決めていかないと、対応ができない部分がある。原村有線放送施設は、村と信州農業協同組合が運営しているので一線を引いた内容としていきたい。
小島幸夫	JA 信州諏訪原村支所で行う年金相談会は放送できるが、他行が行うものは放送できないということか。
事務局	原村有線放送施設は、村と信州農業協同組合が共同設置しているため両者からのお知らせが放送できる設備。他の金融等については出資している団体ではないため、1回ごと料金を支払っていただければ放送できるが JA 信州諏訪原村支所とは扱いが異なる。
佐宗会長	広告放送等を継続するか、やめるかということについての諮問内容だが広告放送等自体を条例から削ってよいのかどうかについて意見はあるか。
宮坂紀博	聞いている人にとっては、信州農業協同組合からの広告は放送しているが他からの広告放送は放送できないとなると違いは分かりにくいのではないか。 全ての放送は料金を徴収して、放送したらどうか。
中村浩平	村の施設で村の放送を、信州農業協同組合の施設信州農業協同組合の放送を無料

	で放送していいのではないか。 あえて、他団体のお知らせを受ける必要があるのか。
佐宗会長	資料3の原稿について、文字数は少なくなったのか。
事務局	資料3について説明
佐宗会長	一般的な自治体の公共放送と異なるのは、設立にあたって信州農業協同組合が出資しているところにあると思う。制限をかける中で、ある程度放送をする内容について条例を細かく作りこんだりする中で聞いてもらえる放送を目指したらどうか。
事務局	樫の木荘の放送を含めて、広告放送等全てやめるというほうが良いということであればその内容でご審議していただいてもいいのではないかと。
佐宗会長	広告放送全てやめたほうがいいのではないかとという内容について意見はあるか。
中村浩平	広告放送をどうするかではなく、答申内容について話し合うべきではないか。
事務局	諮問内容にご理解いただけないのであれば、付随する内容だと思うのでご意見をいただきたい。
篠原ゆかり	「原村らしい放送」について、検討されていることについてはすごくいいことだと思う。広告放送について審議しているが、条例を村民の生活に付随した情報を提供するという事を考えると広告の廃止には反対。 アンケートや苦情もあると思うが、高齢者の方や有線放送から得る情報も大切だと思う。
永田職務代理	廃止するということが決まれば、議会で決まった後周知していくということだが、アンケートを送付した1,000人以外の人は結果をもとに廃止という議論が行われていることは知らないのではないかと。 廃止期間や広告放送を廃止することに対して意見をなど検討してはどうか。 住民の皆さんにとっては、いきなり広告放送等ができなくなるということについて疑問に思うのではないかと。 アンケートの結果も大切だが、有線放送でしか得られない情報もあるということも考慮してほしい。
事務局	アンケート結果を踏まえて、住民代表の皆さんに審議をしていただいている。必要であれば、広告放送を廃止するにあたり審議会では認めるが一定の周知期間を設けることなど付随事項を加えていただくことも可能。
佐宗会長	諮問内容に賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成→1、反対→5 反対多数のため、諮問内容を承認しないこととします。
7. その他	
事務局	長時間ご審議いただきありがとうございました。今回、広告放送等は廃止しないという結論を出していただきました。 今後も検討していく中で、ご審議いただくこともあると思いますがよろしくお願ひします。

	これで令和3年度第2回有線放送審議会を終わります。
--	---------------------------